

春日井市潮見坂平和公園墓所内工事に関する規定

1 使用者は、使用区画に墓碑又は碑石、形像類及びこれに附属する工作物を新設、改修、模様替若しくは移転又は植樹をしようとするときは、着手届を管理事務所に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 使用者の承継（名義変更）、住所変更又は使用許可証の再交付等が必要な場合は、あらかじめ使用者が必要な申請を行った後に着手届を提出すること。
- (2) 前号の手続後当面の間は、当該手続手数料の領収証の写しにより使用許可証に代えることができる。また、新規申込の場合は、納入済証の写しにより同様に扱う。
- (3) 着手届の届出内容が戒名彫りの場合は、承認証の交付及び完成届の届出を省略する。
- (4) 前号の場合の除き、工事が完成したときは、速やかに完成届を提出しなければならない。
- (5) 着手届及び完成届には、特に指示のない限り次の書類を添付すること。

届出内容	着手届の添付書類	完成届の添付書類
戒名彫り	使用許可証の写し	(完成届の提出省略)
墓碑又は碑石、形像類及びこれに附属する工作物の新設、改修、模様替	使用許可証の写し 図面（正面、側面） ※図面には寸法、墓碑名及び建立者名を記入すること。	完了写真 ※正面及び側面が写され建立者名が分かるもの。
原状回復工事	使用許可証の写し	完了写真
撤去工事	現況写真	
墓碑の組み直し		
土の入れ替え		

2 前項の工事を行う際は、次のことに注意すること。

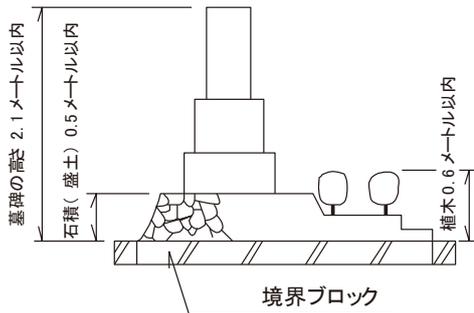
- (1) 公園施設に損傷を与えないよう注意して工事を行うとともに、損傷を与えたときは速やかに管理事務所に届け出て、職員の指示に従うこと。
- (2) お盆、年末年始、春分の日及び秋分の日その他の管理事務所が指定する日は、工事を行わないこと。
- (3) 工事に際しては、墓参者に危険が及ばないよう保安設備を必要に応じて設置すること。また、他の墓参者の迷惑にならないよう配慮すること。

3 工作物の基準等は、次のとおりとする。

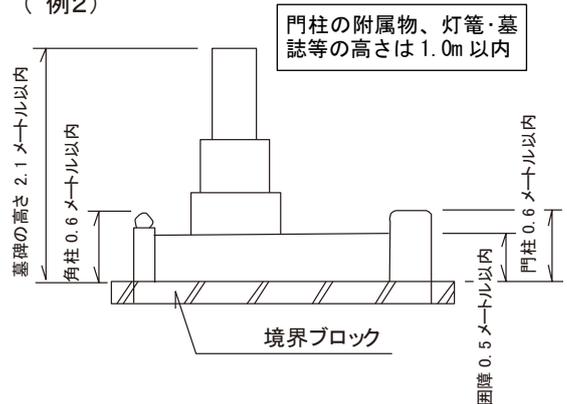
(1) 工作物の高さは、境界ブロックを基準とし、次のとおりとする。

工作物	高さ	備考
墓碑	2.1m 以内	
灯籠・墓誌等の墓碑附属物	1.0m 以内	
囲障、石積又は盛土	0.5m 以内	
門柱又は角柱	0.6m 以内	附属物を付けるときは 1.0m 以内
植木（玉物又は株物）		

(例1)



(例2)



(2) 境界ブロックは、移動又は撤去しないこと。ただし、既に合区として使用されているとき又は第1墓所で隣接する変形区画と一体で使用する場合で、使用許可がなされていると考えられるとき等は、この限りではない。

(3) 構造物は、境界ブロックの内側に設置すること。また、植木については、境界ブロックの内側で根、幹及び枝葉の管理を行うこと。

(4) 境界ブロックより下は、基礎以外の構造物を施工しないこと。

(5) 芝生墓所については、必要なことを「春日井市潮見坂平和公園芝生墓所内工事に関する規定」で別に定める。

4 墓碑に建立者を刻字するときは、使用者を含むものとする。ただし、次の各号に該当するときは、この限りではない。

(1) 他の墓所から使用者の祖先が建立者となっている古碑を移設する場合。

この場合、使用者と古碑の建立者の続柄を明らかにする書類を提出すること。

(2) 建立者を使用者にしない相応の理由があり、その事情及び使用者が建立者に当該区画を譲渡及び転貸する意思がない旨を記載した願書を着手届と共に提出し、工事の承認があった場合